

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年11月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000083号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000068号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成10年3月23日から平成12年5月1日まで

②平成12年5月8日から平成12年9月1日まで

私は、請求期間①は、A社のC職として勤務した。また、請求期間②は、B社にD職として勤務した。

しかし、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答及び陳述、請求者から提出された雇用保険被保険者証並びに同社の退職証明書により、請求者は、当該期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された平成12年度市・県民税課税証明書及び平成11年分給与所得の源泉徴収票(以下「課税証明書等」という。)において確認できる社会保険料は、当該課税証明書等の給与収入金額から推認した標準報酬月額及び賞与額に見合う社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額)を大きく下回る額である上、請求者から提出された平成12年度納税証明書において、請求期間①に係る国民健康保険税を納税していることが確認できることから判断して、請求者は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、オンライン記録において、A社の請求期間①に係る被保険者の整理番号に欠番はなく、連番になっており、請求者の氏名は見当たらない上、E市は、請

求者が平成 10 年 3 月 21 日（平成 10 年 6 月 29 日に資格取得の届出）から平成 12 年 5 月 5 日（平成 12 年 5 月 15 日に資格喪失の届出）までの期間において国民健康保険に加入していた旨回答している。

さらに、A 社の事業主及び請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間②について、当該期間に B 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、請求者について、勤務期間は不明であるものの、同社に勤務していた旨回答及び陳述しているところ、請求者から提出された外国人登録原票及び同社の退職証明書により、期間は特定できないが、請求者は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、B 社の請求期間②に係る被保険者の整理番号に欠番はなく、連番になっており、請求者の氏名は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると B 社は平成 27 年 1 月 * 日に解散しており、請求期間②当時の事業主に照会したものの回答を得られない上、請求者は、請求期間②に係る給与明細書を保管していないことから、請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。